[県民情報](http://www.pref.nara.jp/1.htm)　[県の組織](http://www.pref.nara.jp/1208.htm)

[食と農の振興部](http://www.pref.nara.jp/1218.htm)　[豊かな食と農の振興課](http://www.pref.nara.jp/3738.htm)

事業者の募集について

**令和2年度 外食産業におけるインバウンド需要回復緊急支援事業に関する事業要望調査の実施について**

1　事業概要

　　新型コロナウイルス感染症の影響を受けたインバウンド需要の減少により売上げが減少している外食事業者のうち、事業継続計画（BCP）を策定した外食事業者が運営する飲食店について、衛生管理　に必要な設備等の導入や店舗の改装等の取組を支援します。

2　補助対象者（事業実施者）

　　民間事業者、商工業者の組織する団体、公益社団法人、一般社団法人、農林漁業者の組織する団体　等

3 補助対象経費等

（1）対象経費  
　（ア）衛生管理の改善を図るための設備導入  
  　 　 設備及び機器の購入費、設計費、工事費（設備及び機器の設置に付随するものに限る）、設備及び機器の設置にかかる費用、

　　　モニタリング・検査費用、コンサルティングに係る費用等

 ・対象設備の例  
    【店内又は調理場の空気換気設備、手洗い設備等】

　(イ) 業態転換を図るための改装  
          設備及び機器の購入費、設計費、工事費、モニタリング・検査費用、コンサルティングに係る費用等  
       
      　・対象となる例

 【ビュッフェスタイル変更に伴う店内改装、テイクアウト窓口の設置等】

（2）補助金の減額

 補助事業者が、持続化給付金その他の収入を増加させる補助金等の支援を受けることにより昨年度の売上額を上回る場合は、上回った売上額相当額を補助金額から減額する。

4　補助率、配分基準

（1）補助率：1／2以内  
（2）事業申請あたりの補助額　25万円 （下限）～1,000万円（上限）  
        ※ 前項３の補助対象経費は、同（ア）及び同（イ）の重複申請を妨げないが、その場合でも交付額は1,000万円が上限  
          また、同一事業者が県内にある複数店舗で事業を実施する場合、当該複数店舗の合計の補助額は1,000万円が上限

        ※事業実施計画書（案）に基づき、ポイントを配分し、予算の範囲内でポイント の上位の計画（案）から採択者を決定

        ※10月以降の事業実施となる見込み

5　提出書類、提出先、提出期限

（1）提出書類  
      事業実施計画書（案）  
      定款や登記事項証明書、直近3か年分の決算報告書などの添付書類も必要

（2）提出先  
　　　〒630-8501　奈良市登大路町30番地　奈良県 豊かな食と農の振興課 美味しい奈良推進係

（3）提出期限  
　　　令和2年5月29日（金曜日）　17時00分必着

●必要書類は、以下からダウンロードしてください。

　　・[事業実施計画書（案）(xlsx 208KB)](http://www.pref.nara.jp/secure/227892/jigyoujisshikeikakusho.xlsx)

　　・[概要(pdf 156KB)](http://www.pref.nara.jp/secure/227892/gaishoku_inbound.pdf)

　　・[国の実施要領(pdf 869KB)](http://www.pref.nara.jp/secure/227892/kuni_jisshiyouryou_inbound.pdf)

　（参照）[農林水産省ホームページ](https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gaisyoku/R2hosei_shien.html)